

令和5年度 学校経営の基本方針

南アルプス立白根東小学校

はじめに

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定している。そして学校教育法では、小学校教育の目標を「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」としている。

また、学習指導要領では、子供たちが「生きる力」を身に付けるために、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有することを目指すべき理念とし、「社会に開かれた教育課程」の編成を提示している。同時に、学校の教育目標を家庭や地域と共有し、学びの質を高めていくことも求めている。

一方、本県の教育施策に目を向けると、「山梨県教育大綱」「山梨県教育振興基本計画」を受け「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなし人づくり」のスローガンの基、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」等が県の指導重点項目として示されている。

このような教育基本法・学校教育法をはじめとする関係法規や本県の施策、「南アルプス市教育大綱」の理念に基づき、また、本校の教育に求められている保護者や地域の願い、社会が抱える今日的な課題等を踏まえて本校の学校経営の基本方針を次のとおり設定する。

1 校訓

「やる気・元気・根気・勇気・思いやり」

2 学校教育目標

「学びを深め、豊かな心を持ち、たくましく生きる 児童の育成」

3 めざす児童像・学校像・教師像

(1) めざす児童像

「情報や考えなどを的確に理解し、判断の根拠や理由を明確に示しながら、自分の考えを述べることができる児童」

(2) めざす学校像

- ①信頼され、魅力ある学校
- ②安全・安心な学校
- ③落ち着きと、けじめのある学校

(3) めざす教師像

- ①専門職としての自覚と使命感を持った教師
- ②子供と共に学び、子供と共に伸びようとする教師
- ③温かさと厳しさ（ねらい）をもって指導にあたる教師
- ④教職員の和を大切にし、信頼と連携に努める教師

4 経営の方針

(1) 確かな学力の育成と学習指導の充実

「主体的・対話的で深い学び」を実現し、「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を実感させ、確かな学力と自立する力の育成に努める。

(2) 豊かな心と自己実現を図る力の育成

個性あふれ、思いやりのある豊かな心を育てるとともに、自己存在感や自己実現の喜びを実感し、よりよい生活や人間関係を築く力の育成に努める。

(3) 体力の向上と健康教育の推進

基礎的な運動能力の育成を図り、生涯体育・スポーツ及び体力向上の基礎づくりに努めるとともに、健康で豊かな生活を営むことができる児童の育成に努める。

(4) グローバルに活躍する人材の育成

地域の自然や文化を生かすとともに、ふるさとに誇りをもち、グローバル社会の中で様々な人々と協働できる資質の育成に努める。

(5) 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する専門性の向上を目指すとともに、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に努める。

(6) 安全で安心に生活できる環境づくりの推進

子供たちが安全で安心に生活できる環境づくりと、児童・家庭・地域から信頼される学校づくりに努める。

5 指導の重点項目

(1) 確かな学力の育成と学習指導の充実

- ①「主体的・対話的で深い学び」を実現し、授業力の向上に努める。
 - 「やまなしスタンダード」に基づいた授業実践を推進する。
 - 授業研究を中心とした教職員の学び合いにより授業力の向上を図る。
- ②「思考力・判断力・表現力」の育成を目指し、校内研究を推進する。
 - 児童の実態把握と深い教材研究に支えられた授業を創造する。
 - 自分の考えをもち、交流を重視した問題解決型の授業を創造する。
 - プログラミング的思考の育成を図る。
- ③「基礎的基本的な知識技能」の育成に努める。

- 少人数教育の推進・個別指導・T T等，個に応じた指導の工夫・改善を図る。
- 小中一貫，幼保小の接続を見すえ，系統的，継続的な連携を推進する。
- めざましの時間（朝の活動）の充実を図る。
- 家庭学習の習慣化を図る。

（２）豊かな心の育成

- ①肯定的な評価を指導の基本とする。
 - 児童の内面に対する共感的理解を心がける。
 - ほめて伸ばす。
- ②思いやりの心や自己肯定感の育成に努める。
 - 人権教育の推進を図る。
 - ルールの確立とリレーションシップの醸成を図る。
 - 道徳教育の充実と小笠原流礼法の実践化を図る。
- ③いじめ・不登校の未然防止に努める。
 - いじめを許さない集団作りを推進する。
 - 居場所と出番のある学級づくりを推進する。
- ⑤組織的・計画的な支援を行う。
 - S C及び必要に応じて外部機関との連携を図る。
 - 校内委員会の充実，活用を図る。

（３）健やかな体の育成

- ①生涯体育・スポーツ及び体力向上の基礎づくりに努める。
 - 体育科授業の充実を図る。
 - 体育的行事や休み時間の外遊びを相互に関連させながら実践し，体力向上に努める。
- ②「心身の健康の保持増進」「食」「安全」に関する指導を相互に関連させながら実践し，健康教育の一層の充実を図る。
 - 保健教育，保健指導の充実に努める。
 - 食物アレルギーへの対応を確実に行う。
 - 自分で自分の身を守る安全教育の充実に努める。
- ③基本的生活習慣の確立を図る。
 - 早寝，早起き，朝ごはん等の生活習慣づくりを推進する。
 - 歯磨きの習慣化を推進する。

（４）グローバルに活躍する人材の育成

- ①系統的な外国語教育の推進に努める。
- ②伝統や文化等に関する教育の推進に努める。
 - 白根東小学校や自分の生まれた白根の地を愛する心を育む。
 - 市文化財課と連携を図り，ふるさと教育の推進を図る。
- ③小中一貫教育の推進に努める。
 - 白根巨摩中学区の小中学校が共通して取り組む課題の深化充実を図る。

(5) 特別支援教育の充実

- ①障害に関する知識や配慮等について、正しい理解と認識を深める。
 - 校内研修の充実を推進する。
- ②「個別の教育支援計画」を作成・活用し、きめ細やかな指導を行う。
 - 計画に基づくきめ細やかな指導に努める。
- ③保護者や関係機関と連携しながら特別支援教育を推進する。

(6) 安全で安心して生活できる環境づくりの推進

- ①危機管理意識の高揚に努め、危機に対する備えを整える。
 - 「報，連，相，調，理」の徹底を図る。
- ②安全教育，安全点検の充実を図る。
 - 危機管理マニュアルの見直しを行う。
 - 校舎内外の環境整備，美化に努める。
 - 防災に関する校内研修を実施する。
- ③外部との連携に努める。
 - 家庭や地域，学区の自治会，関係機関等と連携を図る。
- ④多忙化の解消を推進する。
 - 学校システムの見直しを図る。
 - 働き方改革を推進する。

* 令和5年度は令和4年度を継承し，更に取り組むベクトルの一体化を図り，教職員の和をもって白根東小学校教育を推進すべく，3つのKey-wordを提示した。

「学級経営の充実」

「学力の向上」

「小中一貫教育の推進」